

三種町結婚新生活支援事業補助金

三種町に住む新婚夫婦を対象に、結婚に伴う住居費用を補助します。

申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※令和9年3月中の申請については、事前にご相談ください。

補助金額

婚姻日の年齢が夫婦ともに

①39歳以下の世帯・・・最大30万円

②29歳以下の世帯・・・最大60万円

対象世帯

- ・婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得金額が500万円未満(※貸与型奨学金を返済している場合は差し引いた額)
- ・結婚、妊娠・出産、子育て等に関する講座を受講することができる世帯

※詳細は裏面のフローチャートをご確認ください。

対象費用

★令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った以下の費用が対象です。

○住居の購入費・建築費

・建物代のみが対象です。(土地代は対象外。)

○住居のリフォーム費用

- ・既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行うリフォーム工事(修繕、増築、改築、設備更新等)に要した費用が対象です。(倉庫、車庫に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外。)
- ・婚姻日より前にリフォームを実施した場合は、婚姻日から遡って1年以内に実施した費用が対象です。

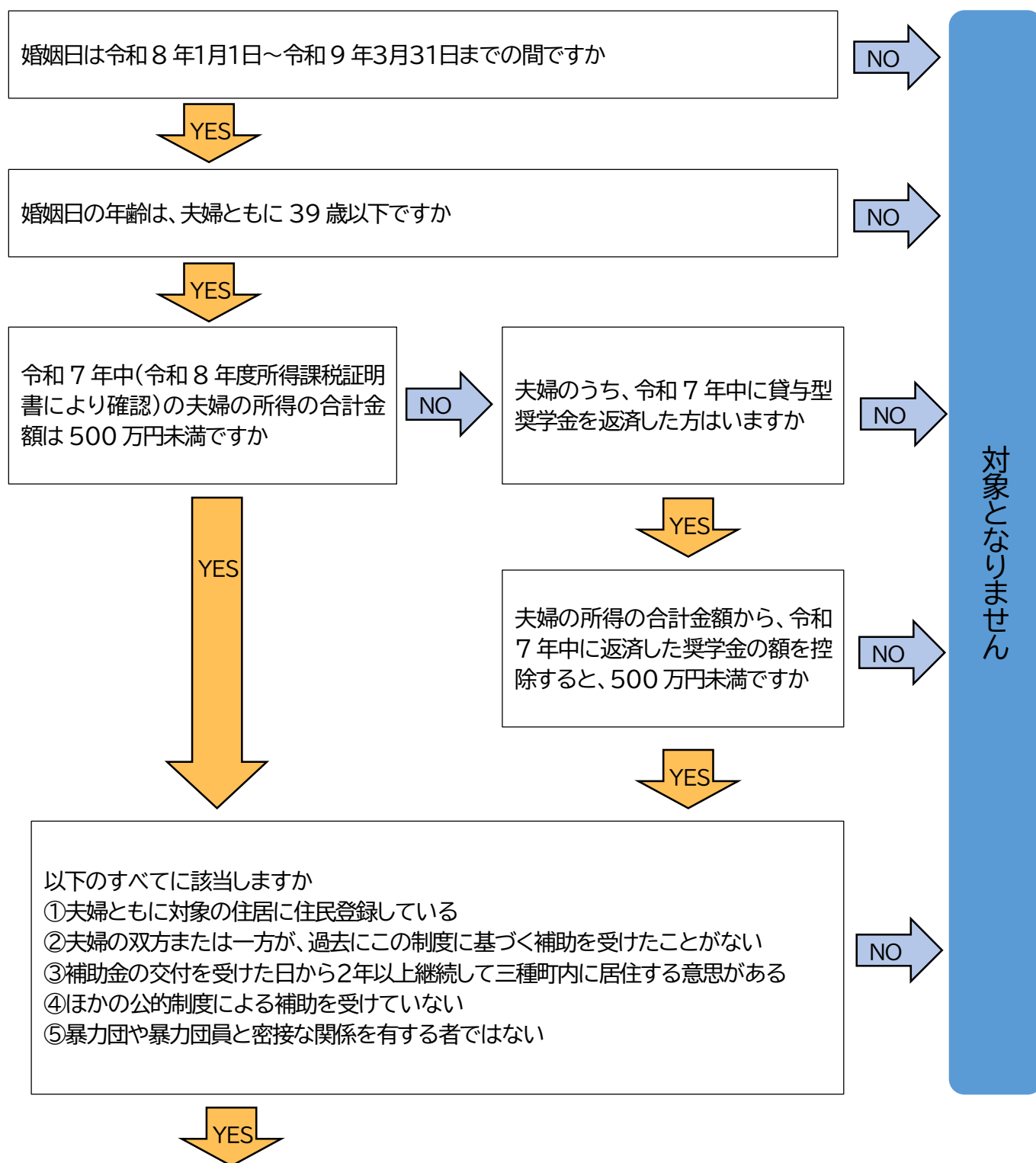
○住居の賃借費(賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料)

- ・勤務先から住居手当が支給されている場合は、手当額を差し引いた額が対象となります。
- ・新婚夫婦の一方が住んでいた住居に、婚姻後に他方が入居した場合は、住民票・賃貸契約書等により同居を確認できた日以後に支払った費用のみが対象です。
- ・婚姻前から同居していた場合は、原則、婚姻後に支払った費用のみが対象です。

○引越費用

- ・引越業者または運送業者へ支払った費用が対象となります。(引越業者などに支払った費用のうち、不用品の処分費用など引越と直接関係のない費用は対象外。)

対象世帯フローチャート



対象となりません

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、必要書類をご用意の上、窓口または郵送で担当課へご提出ください。
※申請から交付まで1ヶ月半程度かかります。ご了承ください。

申請・問い合わせ先 三種町企画政策課 企画係

〒018-2401 三種町鶴川字岩谷子8 ☎0185-85-4817 ✉kikaku@town.mitane.akita.jp